

<参考> 児童手当受給世帯（要件イ）の所得要件

児童手当支給対象児童を養育する父母等のうち、所得の高い方の所得額を、下の旧児童手当の所得上限限度額と比較し、下回る場合は要件に該当する。

《旧児童手当の所得上限限度額》

扶養親族の数（人）	所得上限限度額（万円）
0	8 5 8
1	8 9 6
2	9 3 4
3	9 7 2
4	1, 0 1 0
5	1, 0 4 8

（注）

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）または老人扶養親族 1 人につき 6 万円を加算した額
2. 扶養親族数が 6 人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5 人を越えた 1 人につき 38 万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額。
3. 扶養親族等の数は、確定申告（年末調整）の際に申告した人数